

# 平成28年第3回定例会

( 第3日 )

平成28年9月8日

平成28年第3回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成28年9月8日（木）  
午前10時00分開議

第1 一般質問

---

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	谷 川 功
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	三 上 裕 樹
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	石 田 善 久
経 済 部 長	白 戸 照 夫	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農 業 委 員 会 会 長	柴 田 博 明
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	長 瀆 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長  
(齋藤政子議員)

おはようございます。  
 ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。  
 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
 第5席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を許します。  
 工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。  
 工藤竹雄議員の一般質問を許可します。  
 15番、工藤竹雄議員。  
 (工藤竹雄議員、質問席へ移動)

○15番  
(工藤竹雄議員)

おはようございます。

ただいま議長から一般質問の許可を得ました、第5席、15番議員、工藤竹雄であります。

私は、先に通告しています農業行政について質問をいたします。

国際的な輸入自由化の圧力や地域間競争の激化、消費者志向の多様化、流通革命など打ち寄せる波に押され、農業所得においては低下の一途をたどっております。その中で、50年近く続いてきた主食米の生産量を割り当てて価格を維持する生産調整、減反を2018年度、平成30年度でなくすことが決定しています。米の直接支払交付金においても、26年産米から単価を削減したうえで29年産までの時限措置とし、30年産から廃止であります。さらに、米価変動補填交付金は平成26年産米から廃止など、農業者は国の補助金がなければ水田経営は続かないと嘆き訴えの声であります。

また、環太平洋連携協定TPPが大筋合意され、2017年度末までに国会で決議され、TPPが実施、発効されることも考えられます。現行の枠外税率を維持するとしているが、先行きは不透明な状況であります。こうした市場の国際化と産地競争化に打ち勝つことができる農業政策が、第2次平川市長期総合プラン、平成29年度から平成38年度で策定されたものと思いますが、将来を見据えた持続的な発展できる農業振興と農業の方向性をどのように考えているのか、市長に答弁を求めます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

工藤議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

将来を見据えた平川市の農業の方向性についてという、大きなひとつくりでの質問をいただきました。

米の生産調整は、慢性的に続く米の過剰基調を解消するため、昭和46年度から転作面積を割り当てし、その後平成16年度から、米政策大綱及び改正食糧法を踏まえて転作面積配分から生産数量目標等配分されております。

現在、国の農業政策として、平成25年12月に農林水産業・地域の活力創造プランをとりまとめ、経営所得安定対策の見直し、農地中間管理機構の創設、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の四つの改革を柱として進めることが示されました。その中で、特に経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直しは米政策の改革となるものであります。

経営所得安定対策の見直しでは、米価変動補填交付金が議員御指摘のように平成26年産から廃止となっており、現在の米の直接支払交付金においても、平成30年産から廃止の方針が示されております。

減反政策についても、国からの生産数量目標の配分を行わず、国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者、団体が行政による生産数量目標に頼らずとも需給に応じた生産を行えることとする意向であります。

また、協定の発効に向けて進められている環太平洋連携協定の交渉結果は、米は現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率1キログラム

あたり 341 円を維持したうえで、既存のWTO枠 77 万玄米トンのほか、アメリカ、オーストラリアに対し国別枠を設定することで合意されております。

国では、TPP参加による主食用米のこれまでの生産量、農家所得に影響は見込みがたいと試算をしていますが、青森県独自の検討によれば、安価な輸入米が流通することになれば県産米の価格は低下するとの推計をしており、稲作農家にとっては大きなダメージが想定されます。

議員御質問の農家が進むべき方向性についてであります。基本的には国や県の政策と足並みを揃えることはもちろんでございますが、平川市としては足腰の強い大規模農家の育成、中小規模農家の効率的な農業経営への誘導、高収益作物との複合経営を柱として、後継者、担い手対策と6次産業化を併せて方向性を示していきたいと考えております。

さらには、多面的機能支払、中山間地域等直接支払により、将来にわたり農業、農村の多面的機能が十分に発揮できる環境づくりの推進などを軸とした持続的に発展できる農業振興のため、問題解決に向け取り組んでいきたいと考えております。

現在、第2次長期総合プランを策定中であり、その中に位置付けしていく予定となっておりますので、御理解をお願いいたします。

工藤議員。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

はい。私、これから質問すべきことについて、よりよい御回答をいただければと。そういう意味では20分程度で終わりたいなど、そう思っておりますので、市長よろしくお願いを申し上げます。

それで、いわゆる平成29年度の農業関係補助事業の受付をされております。その裏面には、28年度の果樹経営等の支援対策事業も入ってございました。いわゆるこれはTPPに絡む事業と私は思っております。それで、いま市長の答弁にもありました国の政策による農業水産業地域の活力創造については、これは国のプランであります。この国のプランに載っております日本型直接支払制度、いわゆる多面的機能支払の創設においては、農業農村の有する多面的機能の維持発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動を支援するとされています。現に実施事業体と事業内容は何であるのか。特に現行の農地・水保全管理支払に充当されているのか。この決算によると、多面的機能支払交付金1億509万300円が計上されております。この点について、ひとつ御答弁を願います。

○議長  
○経済部長  
(白戸照夫)

経済部長。

ただいま、多面的機能支払交付金事業の中で、現に実施事業体と事業内容は何かという御質問についてであります。

日本型直接支払制度は昨年度、平成27年度から法律に基づき実施されております。多面的機能直接支払は、以前実施されていた農地・水保全管理支払を組み替えるなどし、名称変更した事業となっております。実施事業体は、農業者及びその他の者で組織される活動組織が実施事業体、いわゆ

るみどり会と言われております。工藤議員の地元では八農会がそれにあたる組織ということになります。

事業内容でありますけれども、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動を支援するというもので、農地維持支払と資源向上支払がございます。農地維持支払は、草刈り、泥上げ、農道の路面維持等の基礎的な共同活動を支援するものであります。また、資源向上支払の共同活動は、水路、農道等の補修、植栽活動などの共同活動を支援するものであります。資源向上支払の共同活動は単独での実施はできず、農地維持支払と同時に取り組む必要がございます。このほか、資源向上支払の長寿命化については、新設水路の敷設、農道の舗装などに対して支援するものであります。以上です。

○議長

工藤議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

私の地元は八農会という名前であります。その他の町会でもいろんな名前をもって活動していると。そういう中で、いわゆる何て言えばいいのかな、耕作放棄地等の場所においては、草刈り等をやって環境を保つとか、こういうのをやっています。私いまだすのは、道路に面した法面。県道、市道でもいい、法面。個々に田んぼ持っている方は自然的に昔からみんな草刈りをやっているわけですね。当然その部分はこれにも該当するんだと私はそう考えているんですけれども、その点はどうですか。

○議長

経済部長。

○経済部長

(白戸照夫)

道路の法面ということでございますけれども、地域での活動組織の協定に位置付けられた水路、あとため池、あと農道ですね、農地の管理に必要な草刈りなどを共同で行う場合はこの事業の対象となります。

○議長

工藤議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

その会の中にはほとんど入っているんですよ。みんな会員なんです。じゃあその会の人たちは、さっきも言いました放棄地の大きいご、そういうごはみんな役員たちでもこうして刈っているんだけれども、本当に個々に持っている部分、皆さんも知っているとおり道路に面しているところ皆、いまからそれこそ何十年も前からやっている。それも私は一つのね、地域の共同作業。一遍に皆一緒にやってしまうと共同作業になるんだけれども、個々に一人一人やると共同作業にはあたらないと。でも、その人たちは会員であると。そこのところを、私は当然当てはまるんだと。地域の共同の会あって、その会、個々にみんなそれぞれの仕事のことがあって、個々にやっている部分も私は含んで当たり前だと。

というのは、例えばね、市道に面しているところは本当は市でやらなくちゃならないですよ。県の部分は県でやらなくちゃいけない。それを、そこに面している田んぼ持っている人たちがいままで自然的にやってるんだから、少なくとも、手間多くとは言いませんけども草刈機の油代は当然持たなくてはならない。ですから、ここに言うように多面的な機能の、これは私は事業に入るのではないのかってただすんだけれども、市長、その点ど

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

う思います。私の考え間違ってるのかどうか。

市長。

多面的機能と言いますのは、いわゆる農地を維持することによって水保全とか、あるいはまた集落にあっては地域芸能を継続していくとか、さまざまな意味で多面的機能というのはとらえられて、それを維持していくために国のほうで助成をしている、今回この支払制度だというふうに考えております。

議員御指摘の確かに市道、市の道路の法面とかは、これは管理は市になっておるのであれば、これは市でやらなければならないと思いますが、ただ、通例として、いままでも農家の方々がみずから自分の耕地面積って言いますか、耕地しているところのその法面等は、みずからがやってきたという経緯もございます。それはさまざま、病害虫の防除の予防にもなりますし、そういうこともありまして、そういういままでの経緯はありますけれど、ただ工藤議員の御指摘の、そこまで多面的機能の中に入るのかどうかとなると、そこまで詳しいところは私は把握しておりませんので、担当部長のほうからお答えさせていただきます。

○議長  
○経済部長  
(白戸照夫)

経済部長。

市道部分のところということでもよろしいでしょうか。確かにいま市長もお話しされたとおり、市道部分ですね。ただ、であっても農地に隣接しているという部分であれば、市道部分に隣接している部分も多面的機能支払交付金の対象になるものと考えております。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

工藤議員。

はい、ありがとうございました。それが個人的、共同なんですけれども、隣接しているときには多面的な機能の部分に入るんだと。それに対してはどういう支払方法をするのかはわかりませんが、それはまた別として、次にちょっといきたいと思います。

自給率の関係でちょっとお尋ねをいたします。食料の自給率、自給率の向上に向けた水田のフル活用についてであります。品目横断的作物には、米、麦、大豆、てん菜、バレイショの5品目は従来と変わりはないのか。さらに、新たな水田活用、さっきも言いました耕作放棄地、これから作付する人もいると思うんですけれども、それらの作物の直接支払交付金は何であるのか。お尋ねします。

○議長  
○経済部長  
(白戸照夫)

経済部長。

はい、それではお答えいたします。

いま議員のほうから品目横断作物、変わりはないのかという御質問がありました。これにつきましては、国の畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策でありますけれども、この交付対象品目につきましては、現在はソバ、菜種が追加になっております。それから、米、畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策でございますけれども、これについては対象品目に変更はございません。

それから、次に水田事業の作物、直接支払交付金は何かということであり、水田活用の直接支払交付金の作物としては麦、大豆、飼料作物、それからホールクロープサイレージ用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米がございませぬ。

また、当市では、水田活用の直接支払交付金における産地交付金の対象作物としては大豆、野菜、花卉、飼料用米、また地域振興作物としましてはトマト、ミニトマト、夏秋いちごを対象としております。以上です。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

工藤議員。

そうすると、5品目は一応変わらぬと。それに、新たに飼料用米とか米粉用米、その他もあると。そういうこととございませぬ。そうすると、いま米については米のナラシ対策の問題、補助金来てると思うし、大豆においてはゲタ対策、これも継続はされていくと思うんですけども、いわゆる新たな、いま言った飼料米とか、こういうものについてはどういう対策こうむられているのか。いわゆる補助はどういうふうになるのか、教えてください。

○議長  
○経済部長  
(白戸照夫)

経済部長。

すいませぬ、ちょっとその辺調べて回答したいと思ひます。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

工藤議員。

私の資料とございませぬ。麦、大豆、飼料米作物、そのほか加工用米、水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりであると。その現行どおりわかりますか。

○議長  
○経済部長  
(白戸照夫)

経済部長。

すいませぬ。直接支払交付金、支払単価とございませぬけれども、麦、大豆、飼料作物については10アールあたり3万5,000円。それから加工用米については10アールあたり2万円。あと、飼料用米、米粉用米については収量に応じて5万5,000円から10万5,000円の支払いということになっております。それから、先ほども申しましたWC S用の稲ということで、ホールクロープサイレージとございませぬけれども、これについては10アールあたり8万円となっております。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

工藤議員。

先ほども答弁いただきました、いわゆるこれが、さっき読みましたけども29年度の件についてちょっとお尋ねしますが、野菜等については、例えばトマトとかちょっと答弁いただきました。それで、問題なのが対象者なんですか。これに盛られている対象者というのは農業協同組合、農業法人、営農集団、いわゆる認定農業者、認定就農者、認定新規就農者及び市長が認める者ということになっておりますので、まず小・中規模的な人々にはこの事業は当てはまらぬと。いま一番大変なのがそういう人々なんですか。それに対する恩恵とか何か、市長、いい考えないですか。

○議長

市長。



○市長  
(長尾忠行)

いわゆる、議員御指摘のように認定農業者あるいは認定新規就農者、また集落営農等の担い手ってというのが対象になります。ただ、それ以外の方というふうな、を救う手立てはないのかというふうなことでありますが、基本的には認定農業者以外の方には、小規模農家の方には集落営農を通して、このいわゆる制度を活用していただけるようお願いをしております。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

工藤議員。  
うん、これなかなか難しい問題でね。認定農業者、私も米貸して、認定農業者に貸してますけども、それ以外の人たちは何がこれからやるのか。いま国で求めているのは戦える農業、大規模農業を目指してるんだ。私はそう思ってるんですよ。そうすると当然、法人化しなくてはならないのかな。小規模、中規模はほとんど補助金の対象にならない。大変なことなんです。ですから、生産組合仮につくった場合ですよ、法人化して。じゃあ認定農業者のこの絡み、お互いの競争って言えばいいのか、ぎくしゃくな問題も発生しないこともないだろうと、私そう思っているんだけども、その点、市長どう思います。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。  
認定農業者と法人との絡み合いがどうなっているかっていうふうな御質問とお聞きしましたが、その件に関しては、ちょっと私まだ把握しておりませんので、後で調べてお答えさせていただきます。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

工藤議員。  
要するに認定農業者には、要するに小規模の人たちでも後継者いない人でも一応貸してるわけですよ。それで収入上げてやっている。じゃあ、あとの残っている町会の人たちが逆に生きるためには、法人的な生産組合をつくり上げると。そうすると、認定農業者に貸している人たちが逆に生産組合に戻ってくると、認定農業者の生活が逆に困難を帰することもあるだろうちゅう意味で、私こう質問してるんですけども。これから戦える農業、大規模農業ちゅうのはやっぱりそこにあるのではないのかちゅうふうに思ってます。これについても後でよく考えていただいてね、いまのこれから2次の総合計画に当然入ってくると思うんで、その辺りも十分吟味していただければ。そういうふうに思っていました。

○議長  
○経済部長  
(白戸照夫)

それから認定農業者、ここに書いている対象者についての、認定農業者だけでも結構ですけども、どのぐらいの加入者いるのか教えてください。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

経済部長。  
認定農業者の数ということでございますけれども、認定農業者、いまの8月末現在ですけども全部で416名となっております。

工藤議員。  
それから、市長もこれちょっと見ていると思うんですけども、これ農協、みらい農協でやって、第3次の農業振興の計画が発表されました。いわゆる28年度から30年度まで、これは組合員であれば毎戸に配布されていると思うんですけども、その基本計画の中で五つばしあるんですけども、四つ

だけちょっと読まさせていただきます。これは当然、市の長期総合プランにも当然入ってくると思うんですけども、まず、地域の多様な担い手の育成と支援強化、それから安全安心な農畜産物の安定生産、それから生産販売戦略策定による産地づくり、それから労働力不足解消による産地の維持と。ほかにもう1点は、農協と組合員の関係を出すんですけど。当然、市においても一番の問題である担い手の問題、当然絡んでくると思うんですけども、一応農協ではこういう3年計画も発表しています。少なくとも、私はこの質問に対しては、本当はこのぐらいでも出てくるのかなとは思っていたんですけども、これからの出てくるちゅう総合プランですので、あえて強くは言いませんけども、もうそういうふうにはもう発表してるちゅうことを強く受け止めていただければと、そう思っています。

それで次に、それでもう一つ聞きたいのは、この農業協同組合、対象者の中に農業協同組合とは何を指すのかな。農業協同組合、大きい母体なんだけども、その中のどれを指すのか。ちゅうのは、いろんな部会とかいろんなあるんですよ。ですから、これの部分何を指すのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長  
○経済部長  
(白戸照夫)

経済部長。

いま議員おっしゃったのは、補助事業の関係の農業協同組合とは何かということによろしいでしょうか。当市で、補助事業の対象者として農業協同組合というふうに規定定めているものがございましてけれども、これは農業協同組合だけということでもなく、また組合員、いわゆる農業者が該当するのではなく……すいません、失礼しました。農協自体は当然入りますけれども、あくまでも組合員個人ではなくて、農協内で組織されているいろいろ部会ありますけれども、その部会を対象としているものであります。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

工藤議員。

そうすると、簡単に言うと例えばトマト部会とか、その他もいろんなあると思うんですけども、そういうのを指すということですよ。

それから、TPPについて入らせていただきます。先ほどの答弁にもありました、現行の国家貿易制度を維持するとともに枠外の税率キロ341円を維持するとされてございました。それでも、その前に関税率の換算の問題が、これは特別重要かどうかわかりませんが、もともと、もともとって言ったらかわいけども、資料でいくとウルグアイ何だかの、778%であったそうです。それが、いろんな問題で価格の修正等もあるだろうけども280%に訂正になったと。そういうことで、さっき市長も言いました341円は維持するよと。だけどこれはキロいま、当時で44円。2005年の米国際相場を勘案して米キロ44円弱を基準に設定した。ちゅうことは、341円のキロ44円で計算すると、そういうパーセントにもなって、じゃあ米計算60キロにすると2万460円になるんだと。

そしていま、2014年度の国際価格が107円です、107円。それに60キロを掛けると6,420円。ですから、6,000円台の米になってしまうんだと。それ

で、水田はとてもじゃないけどもやっていけない。当然、国の補助、何かの対策をこうむっていただかなければならないんだと。そういうような状況になってるんですね。市長、その点、本当に国際価格がこれからそういう方向性に行くのか、どういうふうにこの将来、我が農業見据えたときにどう考えられるのか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

議員御指摘の国際価格6,000円を超えるぐらいのところに関して、これからの見通しについては、私はそういう見通しは持っておりませんのでお答えはできません。ただ、米農家が非常に厳しい状況に置かれることは確かだというふうに認識をいたしております。

ただ、その背景には戦後、1962年ごろには一人当たり年間118キロを消費していました。ところが、現在はその半分以下の58キロぐらいの消費しかありません。戦後は米が足りないということで食糧増産の意味を持ちまして、米の開墾を含めた米政策が転換されてきましたが、冒頭申し上げましたように、供給より生産が過剰になった時点で減反政策が始まってまいりました。そのときは、すべての農家を助けるという意味で、すべての農家にいわゆる転作の補助金とか出してきましたが、状況を考えてみますと、小さい米農家が、農家としての農業所得は少なくとも農家としての農家所得が少ないかということ、決してそうではない状況が続いてきております。それはどういうことかと言うと、小さな米農家はほかにも、経営としていわゆる成り立たないわけですからほかにも収入を求めていきます。2種兼業の方が多くなってきたわけでありますが、そういう状況の中にあって、同じ農家として扱うのはこれはいかなるものかという声も出てまいりました。

そういうことも考えながらいきますと、私としてはいま国のほうで進めております、いわゆる農業で生活ができる農家を育成していく、いわゆる担い手育成ということになるろうかと思いますが、そういう農家に支援をして残っていただきたい。そういう農家を支援する方向性を出していかなければならないのかなというふうには考えております。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

工藤議員。

確かに需要米少なくて、過去によるとだんだん米が余ってきたと、食べる人が少なくて。それで減反というものが発生したと思うんですけども。

いま、いわゆる農業政策には、国がいままでいろんな補填をして面倒見してきたわけですね。いままで、転作でも何でもほとんどやってきたんです。ただ、いまここにきてやりませんっちゅうわけにはいかないだろうと。したはんで、いまの市長の答弁によると、確かに意味はわかります。国の政策である大規模農家っていうのを望んでいることですのでね。それはわかります。

そこで私、市長にね、お願い、見解を求めたいんですけども、国に対して水田農家を守る補填交付金等の要請を6団体で交渉してほしいと。

もう1件が、いま保険の問題も確か出てきています。りんご経営安定対策事業補助金。これは国、県、生産者っていうか農家の人も負担金あるんですけども、こういった、何も出ないよりもこういった関係のまた、仕組みの可能性等についても打診してほしいと。

もう一つは、市長の得意でありますまち懇、まちづくり懇談会やっていますけども、いろんな政策っていうか厳しい問題、いまのTPPの問題もあります。いろんな事業の問題もあります。そういうのをやっぱりまち懇ではっきりと教える。ただここ直してちょうだい、あそこ直して、そういう問題でなくて、いま行政に求められてる大きな事業と、いま国の政策でもいいです。こういったものやっぱりまち懇でね、幅広く教えることが私は重要だと思うんですけども、それも併せて最後の質問とさせていただきますので。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

水田農家を守る意見書みたいなを出していただきたいということではありますが、これは議会としての要望ということであれば、それはそれでお受けしたいと思いますが、工藤議員個人的な御指摘であれば、それはそれとして考えの中に入れながら検討はしてまいりたいと思います。ただ、今日の新聞でしたか昨日の新聞でしたか、いわゆる政府、与党の中でも、収入補填に関して農家の選択性も視野に入れながら検討していくというような報道もありました。これらを国の政策等も注視しながら考えてまいりたいなというふうに思います。

また、まちづくり懇談会の中で、ただ地域住民の要望を聞くだけではなくして、市のいまやっていることを教える必要もあるのではないかなというふうなお話でございましたが、その件に関しましては、今後のまちづくり懇談会の中に生かさせていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

工藤議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

さっき農協の関係ちょっとお話ししましたけれども、いま、この中にはTPPの問題は詳しくは出ておりません。反対とか何とか議論は出てございません。ただ、TPPに関しての、その対策というものがうたわれてるんです。いまの6団体って私の個人でなくて、6団体っちゃうのは市長会、いろんなふうにやってるんだらうか、そういう形で声を出していただければと。議員が、ここの議員がみずからが云々ってなくて、6団体の長がそういうふうな大きな問題を代表して取り上げていただければと、私はそう思っております。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長

15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

第6席、7番、佐藤 寛議員の一般質問を許します。

佐藤 寛議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

佐藤 寛議員の一般質問を許可します。

7番、佐藤 寛議員。

(佐藤 寛議員、質問席へ移動)

○7番  
(佐藤 寛議員)

ただいま議長さんから質問の機会を得られました、活政会の7番、佐藤寛でございます。大変未熟でありますけども、ひとつよろしく御協力のほどお願い申し上げます。私はくどくど言いませんので、いま全部この場で申し上げておきます。

まず質問する前に、このあいだ台風10号について被害に遭われた農家の方がおります。傍聴席のところにも来ているかと思いますが、これらの方々に心から、何ていうか、言いづらいことですが、頑張ってもらいたいと思っております。ぜひひとつ元に早く、一刻も早く元に戻られるように、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、私の質問に入らせていただきます。私は、まず第一に国民健康保険税についてお尋ねしたいと思います。

そして、①国民健康保険税の滞納がなくて、お医者さんにも行っていないという方が数名ほど市民の中、私の知っている範囲内では何人かおります。そういう人に対して、市のほうでは何らかの対策が必要じゃないかと思うんですが、例えば還付金を出すとか、表彰するとか、そういうようなことも考えてもいいのじゃないかと思いますが、これに対して市側の御意見を承りたいと思います。

そして、2番目については、国民健康保険税が非常に高いっていう市民からの声が聞こえております。これに対して、低所得者に対しての、もう少し軽減を考えてもらってもいいのではないかとということで質問させていただきます。それで、なかなか納めるのに大変だということでありまして、例えばやわらかく、ごく少し少なく、分割で払えるようにしてあげるとか。あるいは所得の低い方に、何ていうかこう、免税まではいかなくても少しずつ払っていけるような、もう少し安くしてくれるような方法を具体的に考えてもらえるのかどうかということであります。この2点と、してからもう一つ大きな問題は、二つ目の介護保険制度についてお伝えしたいんです。はい、じゃあ、まずその点お願いします。

○議長

一括質問ですので、ずっと最後まで言ってください。それと、もう少し言葉をはっきりというか、大きな声か、口をもう少し開けながらお願いします。

○7番  
(佐藤 寛議員)

はい、わかりました。介護保険制度について、2番目でございます。介護が必要な高齢者がいる家庭に対する支援っていうことであります。そしてこれらのことについては、なかなか介護するのにお金がかかって大変だということで、一般の家庭で高齢者がいるところの家庭の中で、家族が介護しているところばかり数多く見受けられるわけです。それに対しての支援を、何らかの手助けが必要ではないかということで、私はお願いしたいと思います。

そして、②特別養護老人ホームの入所待機者に対する支援についてであります。なかなか、平川市に老人ホームがいっぱいありますけども、なか

なか年寄りが、あるいは年寄りばかりじゃなく障害者の方もひっくるめて、なかなか老人ホームに入れない。入るにしても大変お金がかかって困っていると。そういう状況の中で、それこそもう少し具体的に入りやすくするような方法はないものかということでもあります。それで平川市民が、平川市に老人ホームがいっぱいあっても、平川市民が優先的に入れるところの施設があると思うんですが、その状況はどのようになっているのかお聞かせ願えれば幸いです。この2点でございます。

○議長

市長、答弁をお願いします。

○市長

佐藤 寛議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、国保税の滞納がなく医療機関を受診していない世帯についてでありますけれど、佐藤議員御指摘の、国保税の滞納がなく医療給付を受けなかった世帯に対する表彰及び記念品等を贈る報奨制度については、以前に実施したことがありました。しかし、医療機関の受診が必要となる方に対しても受診抑制につながるのではないかの懸念や、報奨制度ではなく種々の保健事業や保健活動の支援に財源を有効的に活用すべきであるとの観点から、廃止された経緯があります。

国民健康保険制度は、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的に、適正な給付と負担のバランスの上に成り立つ医療保険制度であります。したがって、給付を受けないことを奨励する意味合いを持つ報奨制度については、国民健康保険制度の趣旨から好ましくないものと考えております。

今後は報奨制度よりも、市民の健康に対する意識を高め、既に実施しております検診の無料化により病気の早期発見、早期治療につなげるほか、今年度から実施しております、ひらかわ健康ポイント事業の活用など、日ごろからの健康づくりの取り組みに対する支援を充実させてまいりたいと考えております。このようなことにより、さらに医療費の抑制を図り健全な保険財政の運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解くださるようお願いを申し上げます。

低所得者に対する国民健康保険税の軽減制度につきましては市民生活部長から、介護保険制度につきましては健康福祉部長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

御質問1の②低所得者に対する国保税の軽減制度について、私から答弁申し上げます。

(須藤秀人)

国保税の軽減制度について少し説明いたしますと、国保税は、被保険者の前年中の所得等に応じて計算し課税されます。前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合には、国保税の均等割及び平等割額を所得に応じてそれぞれ7割、5割、2割減額する負担軽減制度がまずあります。また、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療に移行したことにより被保険者が一人世帯となった、いわゆる特定世帯の場合は、平等割が5年間半額に

なり、さらにその後3年間は4分の3に減額されます。同様に、他の社会保険など被用者保険の被保険者が後期高齢者医療に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国民健康保険の被保険者となった場合には、所得割額、資産割額は免除され、均等割額は半額になります。さらに倒産、解雇、雇い止めなどで失業した方については、前年の給与所得を100分の30とみなして税額を計算する軽減措置があるほか、災害や病気などにより著しく生活が困難になった場合や、前年より大幅に所得が減った場合などには、国保税の全部、または一部が免除される制度があります。

これらの軽減制度の周知につきましては、毎年、被保険者証更新時に国保制度の趣旨普及のためのパンフレットを同封して国保世帯に郵送しております。また、広報誌への掲載や市ホームページの活用のほか、ふだんの窓口相談あるいは国保税の納付相談時にもその都度必要な説明を行うなどして制度の趣旨普及を図っております。

先ほど御質問ありました、国保税が高いのでなるべく納めやすい環境をつくっていただきたいということで、まず、額そのものはこのような軽減制度も全部適用させて決められた額ですので、決められた道理に従って決められた額そのものをさらに安くするという事はかなり困難かなど。その代わり分割とかの相談も、先ほど申し上げましたように、納付相談には決められた納期以外にも細かく相談を受け付けております。納期そのものも結構分散して納めやすいような環境をつくっておりますけども、高いというのは重々我々も承知しておりますので、これからも納めやすい環境づくりのために努力いたします。お願いします。

健康福祉部長。

私からは、介護保険制度についてお答えをいたします。

まず初めに、介護サービスが必要な高齢者がいる家庭に対する支援についてでございます。

介護保険制度の中で、介護サービスの利用者負担につきましては、基本的に利用額の1割を負担いただいております。また、本人や世帯の所得に応じて4段階の負担限度額を設定し、その金額を超えた分につきましては、還付をすることで負担を軽減しております。また、低所得世帯の高齢者については、施設の利用が困難とならないよう、居住費と食費について所得に応じた3段階の負担限度額を設定しております。そのほか、寝たきり等の介護度の高い非課税世帯の高齢者を在宅で介護している家族については、紙おむつ等の介護用品の支給を行っているところです。

なお、昨年度からは、保険料をそれまでの6段階から9段階に細分化することで、より所得に応じた保険料の負担としております。また、生活保護世帯等所得の低い第1段階の世帯については、さらに負担軽減を行っているところです。経済的なことを含め、高齢者に関する相談は、健康センターに設置している地域包括支援センターが窓口になっております。市の関係部署、社会福祉協議会等と連携しながらそれぞれの相談に対応してお

- 議長
- 健康福祉部長  
(松井靖子)

りますので、広く市民の方々に利用していただきたいと思っております。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者に対する支援についてであります。

現在、市内に4箇所ある特別養護老人ホームの定員は183人となっております。これらの特別養護老人ホームの入所待機者の状況は、重複して申し込んでいる方もおられることから実数は把握できておりませんが、7月末現在延べ166人となっております。議員御指摘のとおり、すぐには入所できない方も多い状況にあると思われま。入所までの間は在宅の介護等になりますが、このような入所待機者やその家族に対し、その意向を尊重しながら、デイサービス等の介護保険サービスの利用、有料老人ホーム等の情報提供など、家族の介護負担軽減のための支援を行っております。

市民に限定して入所できる施設としては、市では平成24年12月に、市の介護保険の被保険者を対象とした特別養護老人ホームを2箇所指定いたしました。入所定員はそれぞれ29人、合計で58人であります。また、平成28年7月末現在の入所状況についてですが、その時点では満床となっております。以上です。

○議長  
○7番  
(佐藤 寛議員)

佐藤議員。

大変有意義のあるすばらしい答弁でありました。ありがとうございます。ただ、私がなぜこのようなことを言うかということ、国民健康保険税のことについては非常に市民の皆さんから不満ばかりあって、市のほうからの行き届いた点が、説明が行き届いていない点があるわけでございます。だから不満が出てきているわけです。これを、例えば町会内で回っていったときに、説明会のあるときにこういうことを取り入れて説明してはどうかと、こういうふうにも考えておりますので、ぜひひとつ御協力のほどお願いいたします。そしてまた、介護保険の、介護のことについてでありますけども、本当にすばらしい。私は部長に感謝します。御答弁ありがとうございます。以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長

7番、佐藤 寛議員の一般質問は終了いたしました。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長

11時15分まで休憩とします。

**午前11時02分 休憩**

**午前11時15分 再開**

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、9番、石田昭弘議員の一般質問を許します。

石田昭弘議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

石田昭弘議員の一般質問を許可します。

石田昭弘議員。

(石田昭弘議員、質問席へ移動)



○9番  
(石田昭弘議員)

本定例会最後の一般質問となります、7席、9番、新風の会の石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。最初に項目1、参議院選挙の投票率について質問します。

前回、3年前の平成25年参院選、選挙区で投票率全国最下位であった青森県。7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙では、前回の46.25%から55.31%と9.06ポイント伸びて、全国最下位から27位に順位を上げました。同様に、平川市も前回の45.35%を10.67ポイント上回る56.02%になり、県平均を上回りました。県明るい選挙推進協議会が脱低投票を宣言し、官民一体となった投票率向上の取り組みによるところもあったと思いますが、当市の選挙管理委員会においても、18歳選挙権と並び6月19日に施行された改正公職選挙法の見直し目玉だった、商業施設などに設置できる共通投票所をいち早く導入し話題を提供したことも、投票率向上の大きな一つになったのではないかと考えております。

まず、①投票区（投票所）見直しによる投票率への影響について質問します。平成18年1月の合併から10年。旧町村の投票区27箇所をそのまま引き継いでいたものが、今回の参院選挙から23箇所へと見直し、再編されました。特に見直しの大きかった尾上地域及び平賀地域の一部について、投票率への影響はあったのかどうかお伺いします。

次に、②初の試みとして共通投票所及び移動期日前投票所が設置されました。共通投票所は、二重投票を防止するためのシステム導入に予算と時間がかかるために多くの自治体が設置を行わない中、当市はイオンタウン平賀に設置し、投票率アップさせるという目的を果たしました。この取り組みに関してはメディアなどに取り上げられ、効果について報道等されておりました。そこで、市選挙管理委員会としてはこの結果をどのようにとらえているのか、総括の意味を込めまして、効果と課題について答弁を求めます。

質問の③は、年代別の投票率と今後の取り組みについてです。青森県選挙区の第24回参議院議員通常選挙における18歳、19歳の選挙人に関する調査結果が、8月10日、県選挙管理委員会事務局からリリースされました。それによると、当市は18歳が48.23%、19歳が41.14%でいずれも県平均を上回り、10市中では18歳は2番目に高く、19歳では最も高い投票率となりました。そこで、年代別投票率及びその結果を踏まえて投票率の低い年代の対策を含めた投票率のさらなる向上に向けて、今後の取り組みについて、現段階での考えで結構でございますので答弁を願います。

○議長  
○選挙管理委員会  
委員長  
(内山久人)

選挙管理委員会委員長。

はい。石田議員御質問の一つ目として、投票区（投票所）見直しによる投票率への影響についてお答えいたします。

まず、見直しの大きかった尾上地域の投票率は約57%で、前回より約10ポイント増加しております。また、平賀地域の投票率は約55%で、前回より約11ポイント増加しております。投票区の見直しがあった地域においても

投票率が増加していることから、投票区の見直しの影響はなかったものと判断しております。

二つ目の共通投票所及び移動期日前投票所の設置による効果と課題についてであります。イオンタウン平賀に設置いたしました共通投票所での当日の投票者数は1,705人、期日前投票者数は2,778人の合計4,483人でありました。特に通信トラブルや混乱もなく、前例がない中であって適切に対応できたものと評価しております。商業施設への投票所設置は、投票しやすい環境を提供し、また、買い物ついでに投票できるなど有権者にとっての利便性が裏づけられ、投票率押し上げに一定の効果があったものと考えております。

次に、移動期日前投票所ですが、今回は5日間で9町会に設置し303人が投票しております。設置の効果であります。前回の投票率と比較してみますと、高齢化率の高い山間地の町会で特に投票率の増加幅が大きく、投票機会の確保が図られたものと考えられております。

最後に、今後の課題ということですが、現時点では3点ほど挙げられます。1点目は、イオンタウン平賀での投票所スペースを恒常的に確保できるかどうか。2点目は、衆議院解散など急な選挙において、レンタル用パソコンや通信回線の確保をどうするか。3点目は、システム障害に備えたサーバのバックアップの仕組みをどうするかであります。委員会の中で、こういった点も含め引き続き課題や問題点を整理し、各事案の解決を図りながら、次の選挙に向けてしっかり準備を進めてまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上ですが、三つ目の年代別投票率と今後の取り組みについては事務局長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長  
○選挙管理委員会  
事務局長  
(對馬一俊)

選挙管理委員会事務局長。

私のほうから、3点目の年代別の投票率と今後の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

まず、年代別の投票率の状況でございますが、20代が最も低い約37%、30代が約46%、40代が約54%、50代が約65%、そして60代が最も高く約70%、それから70代が約66%、そして80代以上が約41%ございました。傾向としましては50代から70代の投票率が高く、20代と30代が低くなってございます。若年層の低い投票率は依然として大きな課題と認識してございます。

当委員会ではこれまでも若年層対策としまして、明るい選挙推進協議会と協力しながら成人式での啓発冊子の配布や模擬投票、それから小・中学校での選挙出前講座や模擬投票などを行ってまいりました。また、今回の選挙での新たな啓発としましては、10代の新有権者への投票呼びかけのメッセージなどの送付、それから町会放送などによる投票の呼びかけ、市内の企業を訪問してのチラシ配布、それからフェイスブック、ツイッターを

活用した情報発信、共通投票所における20代の投票立会人の起用などの取り組みを行ってございます。今後も、このような取り組みを継続しながら先進事例等も研究し、啓発内容の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

また、今後の選挙においても、イオンタウン平賀への共通投票所、それから期日前投票所の設置や弾力的運用が可能な移動期日前投票所の設置などができますよう、引き続き投票環境の向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

石田議員。

それでは、再質問をさせていただきます。

①の投票区(投票所)見直しによる投票率への影響について再質問いたしますけれども、答弁によりますと見直しによる影響はなかったということで、全般に前回に比べて投票率が上がっている。これは好ましいことであると思います。しかし、さらにまた投票区を細分化して町会に置き直したときにはどういうふうな状況だったのか、ちょっとこの点についてですね、お知らせいただきたいと思いますので。特に今回見直しのあった尾上地区の新屋町町会、投票所まで非常に距離があります。遠くなっておりますので、この点はどうか。もし仮に影響があったのであれば、今後どのような対策考えているのか。この点についてお伺いします。

○議長

○選挙管理委員会  
事務局長

(對馬一俊)

選挙管理委員会事務局長。

ただいまの御質問にお答えをいたします。

今回、投票率の分析を行った中で、議員御指摘のとおり町会単位での分析も行っております。今回、投票区の見直しによって投票所が変更になった町会が15ございまして、その中にも議員からお話がありましたとおり新屋町も含まれてございます。この町会単位の投票率をすべて見ますとですね、すべての町会において前回の投票率に比べてですね、まず約5ポイントから17ポイント増加してございました。といったことから、町会単位に掘り下げてみましてもですね、今回の投票率、投票区見直しにかかわるですね、影響はなかったということで、先ほど委員長答弁申し上げましたとおりでございます。

ただ、議員御懸念の投票所までの距離、遠くなった具体例として新屋町というお話がございました。実は今回、投票区の見直しする際ですね、一つの基準としまして、国の設置基準3キロとありましたけれども、当委員会としましては2キロを一つの距離基準として見直ししてございます。この2キロにですね、ちょっと近かった新屋町につきましてはですね、短時間我々が地元の集会施設に向いてですね、投票を受け付ける移動期日前投票所を設置してございました。ですので、そういった移動支援的な部分も含めて、いわゆる距離的負担軽減するためにですね、今回初めて取り組みさせていただきました移動期日前投票所につきましてはですね、今後も継続しながら投票機会の確保に努めてまいりたいというふうに考えてお

- 議長
- 9番  
(石田昭弘議員)

ります。

石田議員。

具体的に町会名挙げて質問しましたけれども、ぜひ町民の方々がですね、この町会の方々がですね、見直しによっての不利益をこうむらないように今後とも善処していただければと思いますので、何とぞよろしく申し上げます。

全般的にいまお話聞きますと、当平川市の選挙に対する取り組みは非常に先進的でよかったと私は思っております。しかしですね、しかし問題は当市のみならず若い世代の方々の投票率が低い。これは前から問題としてあったと思うんですけども。この低さに対して、今回18歳選挙年齢で注目されて、この影響がどれだけ出るかっていうことであつたと思うんですけども。しかし、現状はですね、そこまで至らない状況だつたと思います。18歳に関しては、特に主権者教育等ありましたので投票率が高いと言われていてもですね、50%までいってない状況であればですね、今後ますますこの点の改善は必要なのかなと思っております。

そういう意味でも当市で、後で質問しますけども子ども議会の取り組み等は、これは非常に、もっと低年齢から取り組んでる主権者教育でもあると思いますので、非常にいい方向だと思っておりますので、後でまたこれ質問させていただきますけども、このような、もう年齢を高校生とかそういうふうなものに限定しないで、中学校・小学校ともっともっと社会に対して興味を持つような教育等していただければありがたいと思います。

そこでもって、この投票率の低さに対してなんですけれども、いろんな方法論はたくさんあると思いますけれども、しかしですね、本質は、ここをやっぱり押さえていかないといけないと思います。本質は何かと申しますとですね、やはり政策論争より権力闘争、また政治と金にかかわる問題等でもって政治家そのものに対する不信感、これが一番の原因ではないかなと思いますので、私自身も政治家の一人として、襟を正してしっかりと取り組んでいって、皆様方の信をいただけるような、そのような政治にしていまいることによってこの投票率は上がっていくと思っておりますので、今後ともまたしっかりと政策論争させていただきたいと思っております。

続きまして、項目2、子ども議会について質問いたします。

①子ども議会開催の経緯と目的について伺います。

7月29日に子ども議会がこの議場で開かれました。私はその傍聴する機会をいただきましたけれども、子どもたちがですね、住みよいまち、暮らしてみたいまちづくりを目指してをテーマに、議員と理事者に分かれて真剣に討論する姿を見て、私は本当に感動いたしました。昨年度から始まり、本年度2回目となる子ども議会ですが、開催することになった経緯と目的について、教育長の答弁を求めます。

②子ども議会の市政への反映について質問します。

子ども議会本会議では、1. 経済的に豊かな平川市にしよう、2. 安心・

安全な平川市にしよう、3. 人が集まる平川市にしよう、4. 人に優しい元気な平川市にしようの四つが一般質問の形式で質疑応答され、最後に議員提出議案、住みよいまち、暮らしてみたいまちづくりに関する決議が全会一致で可決、決議書が市長に渡されました。そして終了しました。

子ども議会終了後、報道機関がここでインタビューをされていました。それに対して子ども議員からはですね、市政への反映について期待感を持って語っているのが印象的でした。こうした様子を見るにつけてですね、子ども議会は模擬ではありますけれどもそこで完結、終わるのではなくてですね、市としてもこの討議内容、討論内容に対してしっかりと受けとめていかなければならないと私は考えました。

そこで、この討議内容、どのようにとらえているのか。また、市政への反映についてという観点で市長から答弁をいただきたいと思います。

③ゴミ（ゴミの投げ捨て・散乱）について質問します。

一般質問の中で、意外と思えるほど多かったのがごみ問題でした。子ども議員から、まちや自然の中にごみが落ちていたり道路に雑草が生い茂っていたりして、景観が悪く不衛生でもある。まちからごみを減らす取り組みが必要であると考え、ほかにねふたまつりでのごみ、たばこのごみなどの質問が相次ぎました。

私も、かねてから道路及び道路に隣接する農地や空地、また観光地などに捨てられているごみが気になっていましたが、それ以上に子どもたちはごみ問題に憂慮していたことが再認識されました。大人の移動手段は主に車ですが、子どもの移動手段は歩くことが基本となっております。また、視点も大人より低いので、よりこのごみが目立って目につくのではないかなどこのように思います。

答弁で「いで湯と景観の名勝地であることを誇りとしている平川市として、まちにごみが散乱しているとなれば、市民一人一人が大きな問題として受け止める必要があると思います。」と言っていたように、子どもたちの訴えを真摯に受け止めていかなければならないと私は考えました。そこで、市としてごみ問題、特にこのごみの投げ捨て、散乱をどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

石田議員の質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、子ども議会の市政への反映についてであります。

選挙権年齢引き下げに伴い、社会の形成者としての意識を醸成すること、課題を多面的、多角的にとらえ自分なりの見方、考え方を育むことが一層求められています。子ども議会には、多くの市議会議員の皆さんや保護者の皆さんが傍聴されている中、子どもたちは真剣に平川市の未来を思い描き、将来の主権者として自分たちの言葉で堂々と発表するなど、私は平川市の子どもたちに大変心強く感じました。子ども議会を継続することにより、本市の将来を担う人づくりを進めるうえで大きな役割を果たすものと

期待をしております。子どもたちからは、平川市を全国に広めるためのPRグッズの活用についてもすばらしいアイデアをいただきました。子どもたちの思いを議員御指摘のように真摯に受け止め、施策に反映させてまいりたいと思っております。

次に、ごみの投げ捨て、散乱についてであります。

議員御指摘のとおり、ごみの投げ捨て、散乱については市の大きな環境問題の一つであります。市ではこれらの対策として、春と秋に行う一斉大清掃をはじめ、不法投棄監視員の巡回、市民からの通報等による不法投棄物の回収、不法投棄防止看板の設置や広報紙等による啓発などの取り組みをしておりますが、なかなか投げ捨てがなくならないのが現状であります。

子どもたちの環境啓発事業として、これまでも環境ポスターやエコ川柳などの募集と優秀作品の表彰を行ってきました。今後は、これまでの取り組みに加え、より一層の啓発活動と、各町会さらには子ども会やPTAなどの行事を通じた、子どもたち参加による巡回、ごみ拾い活動への支援等を強化し、より子どもたちの視点をきれいな環境づくりに反映できるようにしたいと思っております。

また、御指摘のあったごみの投げ捨て防止などの対策として、市職員の通勤時や公用車で外出時を利用したパトロールなど、継続的かつきめ細やかな巡回及び環境美化のための方策を検討してまいりたいと考えております。私からは以上であります。

○議長  
○教育長  
(柴田正人)

教育長。

石田議員の、子どもの議会開催の経緯と目的についてお答えをいたします。

社会で活躍する人材を育成するためには、自尊感情や自己肯定感を高める教育を進めていくことが大切であります。そのためには、自分の生まれ育った郷土に愛着と誇りを持つことが大前提であると考えております。このようなことを踏まえ、子ども議会はふるさと平川市を見つめなおし、将来のきらめくまちづくりに関心を深める機会を創出することを目的に、昨年度から開催いたしました。

本市の子ども議会は、子どもたちが行政や市議会の仕組みを学ぶ場であるとともに、議員や市理事者として、地域の抱える課題と向き合いながら、リーダーとしての資質を育む大切な機会ともなっております。模擬議会ではあるものの、市長の協力を得て、平川市の本議会に倣い市長から答弁をいただいております。今年度は第2回目となりましたが、平川市の将来を担う子供の育成を目指し、一層充実を図りながら継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長  
○9番  
(石田昭弘議員)

石田議員。

③のゴミ問題（ゴミの投げ捨て・散乱）について、再質問させていただきます。

いま、市長のほうからいろんな施策についての話がございました。しか

しですね、これはいくらやっても、何て言いますかねこう、やり過ぎるってことはないと思いますので、徹底してやる部署なり、また窓口を設けるべきだと私は考えております。それは何ゆえにかと申し上げますとですね、先般の子ども議会で、市長がこのような答弁をされていましたが、ごみ問題に関して。アメリカの犯罪学者のジョージ・ケリング博士が考案したブロークン・ウィンドウ理論、つまり割れ窓理論ですね。これをルドルフ・ジュリアーニ元ニューヨーク市長が安全なまちづくりのために取り入れて、いままで犯罪が多かったニューヨークが、一気にそれでもって解消して、いまは世界的にもきれいで安全で、たくさんの方々が集って繁栄している街になりました。この点をもう1回振り返ってみますと、やはり理論とかシステムとかいろいろとあると思いますけども、要は実践、実行、ここが最も大事だと思います。ですから、市民一人一人が意識を持って、いろんな形をもって子どもたちにそういう啓発運動とかやって、子ども主体に支援する形もいいんですけども、まずは市のほうでもって具体的にそこは行っていかなければならないのではないかなと思います。

あの山本五十六の名言に、このような言葉がありますよね。「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、ほめてやらねば、人は動かじ。」まさにこのとおり。まずは市がやってみなければいけないと思いますので、市職員、どこの部署に当たるかわかりませんが、そこにしっかりとした部署を設けて、ごみパトロール巡回車なるものでも用意しましてですね、できる限り市内をぐるぐる回りながら、特に交差点付近とかっていうものはコンビニの袋とか捨ててますし、たばこの吸い殻等も多く落ちています。また、不法投棄の話もしましたけれども大きなごみもありますので、ぜひともこの点、さらに強化してもらえれば結構だと思います。まずは市が率先してやるべきだと思いますけども、この点についていかがでしょうか。

- 議長
- 市長  
(長尾忠行)

市長。

市が率先して不法投棄や、あるいはごみ防止に対する窓口を設けてはというようなことでありますが、現在市民生活部の中で取り組まさせていただいております。議員から御指摘いただきました件に関しましては、今後部署の中で、これからの職員の配置等もございますので、可能かどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

- 議長
- 9番  
(石田昭弘議員)

石田議員。

ぜひ前向きに取り組んでいただければ結構だと思います。市長の公約に対話と実行があります。まちづくり懇談会など、市民との対話を重視しております。子どもたちも平川市民でございますので、ぜひともこの点をしっかり受けとめて形あるものにしていただければ、きっと子どもたちもそれをもってですね、自分たちも役に立ったんだって、自分たちもこのようにして平川市民のためになることをしてるんだというふうな心が芽生えてきて、それがまた将来の平川市の人材となってまいりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

そして、子ども議会の最後の質問になりますけれども、この子ども議会、とても素晴らしい取り組みだと思います。主権者教育にもなりますし、先ほど来述べていますけれども。また、自分たちが住む平川市の、先ほど教育長が述べていましたけれども、将来のきらめくまちづくりを考える。これによって、当市に愛着と責任を持ってまいります。そういうことが、将来的には当市を背負っていく有用な人材となってまいりますので、非常に私は期待しております。それを裏づけるように、子ども議会が行われた夕方方のニュースで、インタビューを受けた子どもが将来の夢を聞かれていました。そして何を答えたかという、議員になりたいと、このように答えて、私はすごいなと思いました。素晴らしいなと思いました。その高邁な精神、ぜひともそのまま大人になるまで持っていただきたいなと思っております。ですからこそ、今回のこの子ども議会のこの一言が、成功のあかしではないかなと私は思っております。

また、市長の公約にある元気なまちづくりプロジェクト10、子どもが元気、人材で元気にも合致すると思えます。子ども議会の再質問を想定して、市長はたくさんの資料を持ってその席に着かれましたけれども、市長から最後にですね、子ども議会の感想について一言述べていただければと思います。よろしくをお願いします。

市長。

今年で2回目の子ども議会でありましたけれども、非常に子どもたちが、自分の言葉で自分たちが研究した課題を意見として述べておられました。本当に素晴らしいというふうに感じましたし、また、1件ではありましたが再質問もありまして、提言もいただきました。私はそれらのことを、そういう子どもたち、未来に対する思いを持った子どもたちが平川市にいてことは、ある意味では、一つは教育委員会のほうでそういう御指導をなさっていることもあろうかと思えます。そういうことが一つ一つ積み重なって、今回の子ども議会での子どもたちの発言ではないかなというふうに思っております。非常に感銘を受けましたし、今後も継続していくべきではないかなというふうに思っています。石田議員がインタビューの中で将来議員になりたいという子どもがあったということでもありますけれども、それもそれですばらしいんですが、ぜひ市長になりたいという子どもが今度出てきていただけるように御期待を申し上げて、私の感想とさせていただきます。

石田議員。

はい。それでは、項目の3「北限に観る蓮の花まつり」と観光拠点の環境整備について質問します。

まずは①として、7月24日から31日の8日間開催された、4年ぶりとなる北限に観る蓮の花まつりの総括について伺います。

次に、②まつり期間の人出とシャトルバスの利用状況について伺います。今後のまつりの基礎データともなりますので、期間の人出についてと、7

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

○議長  
○9番  
(石田昭弘議員)



月 30 日土曜日と 31 日の日曜日に、猿賀公園と田舎館村の第 2 田んぼアートを期間限定シャトルバスが 1 日 4 便運行されました。その利用状況について伺います。

③観光拠点の環境整備について質問します。この項目に関しましては昨年の 6 月、議会一般質問項目 2. 魅力ある観光地域づくり②環境整備でも質問しました。改めて質問する理由は、北海道新幹線の開業や、政府及び県がインバウンド推進のために取り組みを加速させる中、今後ますます増えると予想される国内外の観光客の対応に遅れをとってはならないと思ったからであります。4 年ぶりとなる北限に観る蓮の花まつりの開催に合わせて、観光客の視点に立って、会場周辺の環境について点検してみました。質問項目が多岐詳細にわたりますので、資料も提出しておりますので、よろしく願いいたします。

観光拠点の環境整備として、まず、イ. 道路標識及び案内板・看板の整備と多言語表示化について質問します。全般に、道路標識及び案内板・看板は目立たなくわかりにくい状態で、改善が必要であると思います。道路標識の案内標識では、①猿賀石林富岡線と広域農道岩館猿賀線が交わる交差点、②県道尾上日沼線の盛美園入口、③猿賀公園駐車場入口などがあります。また、構内の案内板・看板では、猿賀石林富岡線を挟んで盛美園と猿賀神社への順の案内板がわかりにくく、以前クレームをいただいております。多言語表示化と併せて市の対策を伺います。

次に、ロ. 駐車場の問題と防犯灯の設置について質問します。観光客の傾向は、車を利用した個人や小グループが多数であると思われれます。そこで問題なのが、駐車場のスペースです。北限に観る蓮の花まつりでは、駐車場の係の人が満車状態の車の誘導に苦心しておりました。これまでもまつりやイベントがあった際、駐車場が狭く対応ができてない状態でした。解決に向けて対策を考えているのかどうか伺います。また、高台駐車場には外灯が設置されていますが、定時に消灯されます。この駐車場は通常の駐車場とは異なり、車の通り抜けができる道路が配置されており、夜間に通行する人は暗く危険な状態であることから、市民の安全を確保するためにも、ポイントとなる箇所に防犯灯の設置ができないものか伺います。

続いて、ハ. 高齢者及び障害者対策について質問します。猿賀公園内には 4 箇所トイレがあります。そのうち 3 箇所は和式トイレがあり、高齢者や今後増加するであろうインバウンドをも視野に入れて、全面洋式化トイレにするべきと考えます。多目的トイレなど 2 箇所設置されていますが、障害のある人が利用する駐車スペースからはスロープまで離れているため、車椅子の利用者にとっては使用しづらい状況にあると思われれます。また、さるか荘周辺の園路の段差、マンホール付近の段差など、車椅子利用者や高齢者に優しい環境にはなっていないように思われれます。高齢者や障害のある人に配慮したトイレの洋式化、多目的トイレ化と段差の解消について、市の考えを伺います。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

最後の質問になります。二、屋根付き休憩施設について。施設型観光拠点と違って自然の景観を利用している場合は、休憩所が課題となります。北限に観る蓮の花まつりに観光で訪れた人の、日差しが強く暑い、屋根がついた座る場所はないのかという声を聞いています。さるか荘の改修、ふるさとセンターの改築が計画されていますが、急な雨や風、暑さ、寒さなどをしのげる屋根つき休憩所、それも無料の休憩所が必要ではないかと考えますけれども、市の考えを伺います。

市長、答弁願います。

北限に観る蓮の花まつりと観光拠点の環境整備についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の北限に観る蓮の花まつりの総括についてであります。4年ぶりに祭りを開催できたことは、観光協会の御尽力によるものと感謝をしております。また、一旦休止してからの開催ということで人出の心配もしていましたが、休止前とほぼ同程度であったと聞いております。今年の祭りは地方創生加速化交付金を活用していることもあり、土曜、日曜日だけではありますが、休止前よりイベントが多く行われました。イベントを目的とした親子や、蓮の花と鏡ヶ池が織りなす絶妙なコントラストを拝見しようと訪れた方など、県内外から多くの方が訪れ多いに盛り上がったことは大変喜ばしいことでもあります。今後も、観光協会には祭りを継続して活性化の一翼を担ってもらいたいと思いますので、市としても可能な限り協力してまいりたいと考えております。

次に、祭り期間の人出とシャトルバスの利用状況についてであります。まず、祭り期間の人出についてであります。約2万6,000人と聞いております。期間内のイベントがあった土曜日、日曜日3日間だけで、入込数全体の半数以上でありました。続いて、シャトルバスの利用状況であります。7月30日は8人、31日は11人が利用したと報告を受けております。

次、観光拠点の環境整備についてであります。

イの道路標識及び案内板・看板の整備と多言語表示化についてであります。1点目の道路標識ですが、国名勝の盛美園、猿賀公園への観光客の道案内については、道路標識及び案内板で誘導されております。国道などに設置されてある道路標識と比べ、県道、市道に設置している案内板は小型のもの、高さの低いものとなっております。国道102号など周遊ルートに設置されている道路標識と案内板を精査し、相互に連続性が保たれ、より分かりやすい表示にできるよう、必要と思われる箇所については、関係機関と協議を進め改善していきたいと考えております。

猿賀公園高台駐車場と盛美園を行き交うことのできるロマンロード入口付近につきましては、案内板が生け垣に隠れるなど、わかりにくい状態となっております。先月、国の東北観光復興対策交付金の追加募集がありましたので、猿賀公園とロマンロード敷地内の案内板表示について、多言語化はもとより、見やすいものに改善するための事業費を要望しております。

次に、口の駐車場の問題と防犯灯の設置についてであります。駐車場の問題についてですが、猿賀公園には現在、公園北側と高台駐車場を合わせて、普通車 114 台分、大型車 16 台分、身障者用 5 台分、合わせて 135 台の駐車スペースを設置しております。イベント時に駐車場が不足となる場合は、尾上分庁舎など臨時駐車場を設置して対応しております。

二つ目の防犯灯の設置についてですが、高台駐車場の外灯 11 基のうち、現在、祭り期間を除き、節電のため 6 基のみを午後 8 時まで点灯しており、駐車場内の外灯消灯後については、外灯の時間延長または防犯灯による対応などが挙げられます。冬期間閉鎖していることから、どちらが駐車場に適した対応かを含め、町会などと協議し、対応について検討してまいります。

次に、高齢者及び障害者対応についてであります。猿賀公園にある 4 箇所のトイレは、すべて洋式が 1 箇所、洋式と和式の併設が 2 箇所、すべて和式が 1 箇所となっております。高齢者や障害者など利用しやすい便器への取りかえ、多目的トイレの改修及び現在ある多目的トイレへのアクセスの改善につきましては、多額の費用を要することから優先度の高いものから進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。また、さるか荘周辺の園路の舗装につきましては、マンホールなどの周囲を含め段差が生じておりますので、補修してまいります。

最後に、屋根付き休憩施設についてであります。現在、市といたしましては、さるか荘に無料休憩所ができるロビーがあること、また、さるか荘の利用促進を図っていく観点からも、独立した屋外への無料休憩所の設置は計画しておりません。以上であります。

○議長  
○9 番  
(石田昭弘議員)

石田議員。

それでは、再質問させていただきます。時間の関係もありますので、少し急いでしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まず、祭り期間の人出について再質問します。祭り期間の人出に関しましてはですね、先ほど、4 年ぶりに行ったけれどもその前と変わらず人が出ていたということでした。また、特にイベントがあった土日は人出が多かったという話をいただきました。これに関してなんですけれども、子ども向けイベントが行われて本当に大好評でした。私も行ってびっくりしました。これは先ほど市長がおっしゃっていたように、地方創生加速化交付金を利用してのものだと思いますけれども、これはですね、今後ともぜひ行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

今年の子ども向けイベントは、2 回の公演で約 1,000 人の方が来場し、大変好評であったというふうに聞いております。来年度の実施につきましては、実施主体である観光協会と協議をして、この事業を精査したうえで検討していきたいというふうに考えております。

○議長

石田議員。

○9番  
(石田昭弘議員)

調べによりますとですね、来客の8割は市外から訪れた方だと聞いておりますので、このイベントを通しまして平川市のすばらしさ、また蓮の花のこのすばらしい環境を見ていただける絶好の機会であると思っておりますので、ぜひとも継続的な開催を提案させていただきます。

そして再質問、これは最後にさせていただきますけども、③の観光拠点の環境整備、道路標識及び案内板について再質問します。

幹線道路である国道102号線の交差点には、盛美園への案内標識がありますけれども、それから市道に入ってきますとですね、先ほどおっしゃってましたとおり、ちっちゃな白い案内板があります。これは非常に目立たなくてですね、ややもすると見落としてしまいがちになっております。ですから、猿賀石林富岡線と岩館猿賀線の交差点にはですね、猿賀公園への案内ないしはですね、今後また広域観光、津軽南、これを考えますとですね、一方的にこっち側へ誘導するだけではなくて、こちらから今度は田んぼアートのほうにまでこの案内標識をしっかりとつけるべきだと思います。そして互いにうまくそこは協議しあってですね、連携しあって観光客が不自由しないように、迷うことのないような大きな案内板を立てていただきたいと思っておりますけども、市長、考えいかがでしょうか。

○議長

市長。

○市長  
(長尾忠行)

石田議員のほうから写真つきでの案内板、こういうところがこうなっただけでほしいというような御要望がございました。いま御指摘の102号線から猿賀公園に誘客する場合の主要道路は、議員御指摘のように市道猿賀石林富岡線と広域農道である岩館猿賀線となります。この交差点における案内板については、より分かりやすい案内板として表示できるように、関係機関と協議し改善したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長

石田議員。

○9番  
(石田昭弘議員)

それでは続いて、項目の4. 公共施設のバリアフリー化について質問いたします。

障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならないとする、公共的施設のバリアフリー化を示した障害者基本法や、高齢者、障害者の人などの自立した日常生活や社会生活を確保するための、制定されたバリアフリー法。障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意見、意思を伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で対応することが求められるとする、本年4月1日施行された障害者差別解消法、正式名称は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律など、社会全体でバリアフリーの取り組みがされています。

そこで、①公共施設のバリアフリー化の現状と対策について質問します。

市の施設には庁舎のほかに、公園、広場、文化・体育施設、医療施設、集会所施設などがありますが、障害のある人のみならず高齢化対策の一環

として、今後ますます段差の解消などバリアフリー化は重要になります。そこで、本市における公共施設の段差、主に施設の入口やトイレの段差の現状と対策について答弁願います。

次に、②トイレの洋式化とオストメイト対応トイレの設置について質問します。

障害のある人や高齢者にとって、施設の段差とともにトイレ設備も非常に重要です。一つにはトイレの洋式化があります。現状、トイレは和式が多く、障害のある人や高齢者にとって使い勝手が悪く、体や脚に負担がかかることから、トイレは洋式へと移行するべきであると考えますが、本市では移行、改修するような考えはあるのかどうか伺います。

二つ目は、オストメイト対応トイレの設置です。オストメイトとは、病気が原因で腹壁に人口膀胱を持つ人の国際的な名称です。オストメイトの方は便意や尿意を感じたり我慢することができないため、便や尿をためておくための袋、パウチを装着しています。オストメイトの困っていることは、汚れた補装具（パウチ）や衣服、身体を洗う設備がない。冬場、腹部を洗いたいのにな水しかでない。設備がないため外出を控える等というものがあります。これらを解消するために、オストメイト対応トイレの設置がぜひとも私は必要であると思います。特に、人が多く集まる場所にこの施設はぜひとも設置していただきたいと思います。これは優先順位、優先度が非常に高いと思いますので、ぜひとも今後このオストメイト対応トイレについて設置していく可能性はあるのか。また、現在もしあるとすれば、どこにあるのかを教えてください。お願いします。

市長、答弁願います。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

公共施設のバリアフリー化について、1点目の公共施設のバリアフリー化の現状と対策についてお答えをいたします。

当市の公共施設の中から、特に不特定多数の方が利用する110の施設について段差を調査したところ、スロープを設けておらず正面玄関に段差等がある施設は43箇所、トイレの出入口に段差がある施設は58箇所ありました。障害者や高齢者にとって施設の段差を解消することは、施設を安全に利用するうえで非常に大切だと考えます。しかしながら、各施設ごとに建築年数等それぞれ状況が異なることから、一斉に改修することは困難であります。今後、利用頻度や建築年数等を考慮しつつ合理的に判断しながら順次、特に不便を感じるであろう箇所を優先して段差の解消に取り組んでまいりたいと考えます。

次、2点目のトイレの洋式化とオストメイト対応トイレの設置についてであります。

当市の公共施設のトイレについては、トイレ便器が683台のうち和式が371台、洋式が312台となっており、トイレの洋式化率は全体の46%であります。現代は高齢者を含め洋式トイレの需要が高く、今後は洋式トイレを増やしていく必要があると考えております。しかし、各施設ごとにトイ

○議長  
○9番  
(石田昭弘議員)

レの設置スペース等が異なり、直ちに洋式トイレへ移行することは困難であります。今後は段差の解消とあわせ、多くの利用が見込まれる箇所を優先し、改修に取り組んでまいりたいと考えております。

また、オストメイト対応トイレは、当市においては平川診療所のみ設置されています。

石田議員。

時間の関係もありますので、提案だけで終わらせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

まず、①の公共施設のバリアフリー化の現状と対策についてなんですけれども、特に問題になる箇所が1点あります。それは文化センターのトイレです。段差というよりは階段になっていますので、今後また文化センター施設の整備事業がありますので、この点の改修等ですね。これはやるべきであるとは思いますが、何せ段差、階段、非常に大きいものですので、なかなかすぐにはいかないと思いますし、構造上難しいと思いますけれども、何らかの対策はここは必要ではないかと思っておりますので提案させていただきます。

そしてもう一つ、オストメイトに関してなんですけれども、オストメイト、いま平川診療所にあると伺いました。市民の方の利便を優先させていただくことはとても大事なんですけれども、これからはですね、市外から来る方とかが大変多くなると思います。観光に対して強化していく流れもありますし、運動公園もこれから運動施設もできてきますので、そこでいろんな大会等が来たときにまた、見学に来る方とか参加に来る方とかたくさんいらっしゃると思います。そうしたときどうしてもですね、病気を持っている方、この間のお話も昨日のお話にもありましたけれども大腸がんとか患っている方はですね、やっぱりオストメイトを頼るんじゃないか。なかなか外に出歩くことできませんので、これはですね、やっぱり人が多く集まる場所にぜひ必要だと思っておりますので、できますればですね、病気のある人とか障害のある人にも優しい平川市、本当に施設が行き届いている平川市。これは発信してですね、安心して平川市に来ていただくような対策を取っていく必要があると思います。そういう意味でもですね、まずは4箇所。文化センター、そしてまた総合運動公園周辺、猿賀公園周辺、道の駅いかりがせき、ここにはぜひともオストメイト対応の設置が必要ではないかと、私はこう考えております。そのトイレ事情を見ますとですね、その地域のホスピタリティ、これがわかると思います。ですからこそ、病気のある人、障害のある人にも健常者と同じような、安心して暮らすような環境を与えてあげるのが行政としての責務だと思いますので、ぜひともこの点気にとめていただきましてですね、公共施設のバリアフリー化、これを行っていただくとともに、このオストメイト対応のトイレは早急に設置のほう、よろしく願いしたいと思います。

時間ありますね。市長から一言お願いいたします。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。  
議員御指摘のバリアフリー化といいますか、ノーマライゼーションの理念のもとに進もうという考え方がずっときましたが、なかなか現実はそのままでいってないというふうな現状ではないかと思います。その中であって、議員が御指摘のオストメイトトイレに関しましては、これは今後絶対に必要になるものと考えております。現在、市内では70名の方のオストメイトがごさいますが、議員御指摘のように市外から来られる方等にも対応していかなければなりません。いま4箇所の提案がございましたが、新しい運動公園には設置の予定であります。今後、そのほかの施設についても鋭意検討をさせていただきたいと思っております。御提案ありがとうございます。

○議長  
○9番  
(石田昭弘議員)

石田議員。  
以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

(「議長」と呼ぶ者あり)  
ちょっと待ってください。  
9番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

○市長  
(長尾忠行)

市長、どうぞ。  
先ほど工藤竹雄議員の質問の中で、私がちょっと把握していないという答弁を申し上げた部分がありました。

認定農業者と各生産組織の面積の奪い合いになるのではないかという話でございましたが、現状の中ではやはり認定農業者、いままで預けていた人が、今度生産組織ができた、集落営農組織ができた段階でそちらのほうに移行という現実はあるようには聞いております。ただ、そのことに関しては市のほうでどちらに行け、移行とかということはなかなか指示はできませんし、それは双方の協議の中でしていただかなければならないものというふうに認識をいたしております。以上です。

○議長  
○経済部長  
(白戸照夫)

経済部長。  
私からも、先ほど工藤竹雄議員の御質問で、いわゆる米の水田活用の直接支払交付金に係る飼料用米など増やす方向なのかということについてお答えしたいと思います。国のほうでは、やはり需要に則した主食用米の生産を進めながらも、飼料用米や加工用米などの多様な米の生産振興を図る、生産を拡大すると。それから、輸入に頼っている麦、大豆等の作付面積を拡大する。それから、飼料の自給率の向上を図るという方向ということになっておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長

(「議長、いまの質問を閉めてしまっからのこの発言は、会議録にどう反映されるんですか」と呼ぶ者あり)

答弁漏れの扱いとなり、議事録に残ります。  
これで本日の日程はすべて終了いたしました。  
次にお諮りいたします。

会期日程表のとおり、9日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと

○議長

思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、9日は議事整理のため、本会議を休会とすることに決定しました。

次の本会議は、16日、午前10時開議としますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会します。

午後12時18分 散会



